経済産業省

# Ⅰ.九州産業保安監督部からの連絡事項について

**経 済 産 業 省**

**九州産業保安監督部　保安課**

# Ⅰ.九州産業保安監督部からの連絡事項について

## 目　　次

１．ＬＰガス事故の発生状況について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（１）九州のＬＰガス事故について（令和３年（７月末時点））・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（２）九州の容器の盗難・喪失について（令和３年（７月末時点））・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（３）最近の九州のLP事故の傾向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（４）過去の九州のLP事故抜粋（気になったもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（５）過去の台風被害（平成２７年）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

２．最近の法令改正等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（１）令和元年からの法令等の改正状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
①充てん容器の流出防止措置（自然防止対策）の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
②マイコンメータデータ等に基づく計算値による定期消費設備調査について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
③緊急時対応の要件の緩和　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
④押印・署名等廃止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
⑤情報通信技術の活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

３．その他参考事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
・特定非常災害特別措置法の概要
・ＬＰガス事故の報告
・液化石油ガス法に係る事故の定義等
・保安ネット利用のお願い

# １．ＬＰガス事故の発生状況について

# （１）九州のＬＰガス事故について（令和３年（７月末時点））※修正の可能有

| No. | 発生日 | 発生地域 | 所管 | 災害・事故の種類 | 災害・事故の概要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | **2/22** | 鹿児島県<br>鹿屋市 | 部 | 漏えい<br>【供給】 | アパートの入居者より「バルク庫からガスが漏れる音がする」との通報を受け、緊急出動したところ液取り出し弁のバルブが少し開き、液が漏れていた。バルブを閉じ漏えいを止めた。<br>【原因；作業ミス（安全弁取り替え若しくはバルク充てん作業時にバルブに何らかの要因でバルブが開いた。）】 |
| 2 | **3/12** | 熊本県<br>玉名市 | 部 | 漏えい<br>【供給】 | ガス圧低下の情報を受けたコールセンターからの連絡を受け、午前６時前に販売店従業員が現着。空き区画にガス管を引き込むためのバルブ埋設部を調査したところ、ガスの漏えいを確認。周辺を掘削したところ、空き地区画内の埋設管の継手部分（地下７０ｃｍくらい）の変形を確認。漏えい量（推定）：360ｋｇ<br>【原因：他工事（重機等による損傷）】 |
| 3 | **3/16** | 佐賀県<br>武雄市 | 本省 | 漏えい<br>【消費】 | ３月16日に保安機関がLPガスの法定点検（気密・漏洩試験）を実施、漏洩が確認された。30日に販売店が現地確認したが、漏洩推定箇所が隠蔽部であり、特定できず。<br>６月11日県に消費者側より相談があり、覚知。<br>その段階でガスは閉栓されていない状態（配管は未改善）であったため、ガスの閉栓を県より指示。6/25仮設設備設置、本格改修はＲ４年度になる見込み<br>【推定原因：配管の老朽（設置後４４年経過）】 |
| 4 | **3/17** | 宮崎県<br>宮崎市 | 部 | 漏えい<br>【消費】 | 電気工事業者が壁面設置のコンセント工事中に、壁の内部に通っていたガス配管を損傷し、損傷部分からガスが漏えいした。<br>【原因：他工事】 |
| 5 | **4/5** | 福岡県<br>朝倉市 | 県 | 漏えい<br>【供給】 | アパートの敷地内で下水道工事のためエンジンカッターにて路面切断中に供給管３か所を切断しガスが漏洩した。 アパート住民より販売店に「ガスが止まった」との連絡があり事故が判明（マイコンメーターＳ　Ｂ遮断）<br>【原因：他工事（下水道工事）】 |

| No. | 発生日 | 発生地域 | 所管 | 災害・事故の種類 | 災害・事故の概要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 6 | **4/13** | 鹿児島県<br>鹿児島市 | 部 | 漏えい<br>【供給】 | 一般消費者より「容器周辺でガス臭がする」との通報があった。現場へ到着後，ガス検知器により容器付近での漏洩を確認。容器底部（スカート溶接部）の腐食による漏洩を確認した。<br>【原因：容器管理不足】 |
| 7 | **6/7** | 福岡県<br>福岡市 | 本省 | 漏えい<br>【供給】 | 他工事業者が当該物件(集合住宅)の隣の空き地を掘削作業中に、敷地際のガス配管に重機が接触しガス漏れが発生した。担当者が現地到着後、すぐにガス供給を停止し確認したところ、供給配管ねじ部が破損し当該箇所から漏えいしていた。<br>【原因：他工事】 |
| 8 | **6/20** | 宮崎県<br>西都市 | 県 | 漏えい<br>【供給】 | 警察から、「通行人より通報があり、現場に駆けつけたところガス臭とともにガスが出る音がしていた」との連絡が販売事業者にあり現場に駆けつけ確認したところ、50kgボンベ６本のうち１本のボンベバルブと高圧ホースの接続部分が緩んでおり、そこからガスが漏えいしていた。接続部分を締め直したところ漏えいが止まった。<br>【原因：不明】 |
| 9 | **6/26** | 福岡県<br>福津市 | 本省 | 漏えい<br>【消費】 | 他工事業者が雨水工事のため建物周囲のコンクリートをカッターで切断作業をしていたところ、埋設配管の一部に接触しガス漏れが発生したとの連絡があった。現地到着後、すぐにガス供給を停止し漏えい部を確認。埋設配管破損による漏えいが判明した。<br>【原因：他工事】 |
| 10 | **7/2** | 熊本県<br>熊本市 | 県 | 漏えい<br>【供給】 | 犬用トリミングスペースに設置されていた２０ｋｇ2本立て容器のうち、1本の底部が一部腐しょくし、ＬＰガスが漏洩したもの。<br>母屋の居住者がガス臭に気付き、消防及び販売事業者へ通報。販売事業者が現地に赴き、容器を回収。消防は事故状況の確認を実施。<br>【原因：容器継目部分の腐食】 |

| No. | 発生日 | 発生地域 | 所管 | 災害・事故の種類 | 災害・事故の概要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 11 | **7/11** | 福岡県<br>久留米市 | 部 | 漏えい<br>【供給】 | 7/11 13時頃にバルクローリー（使用の本拠地の所在地に停車中）の頂部（安全弁）からガスの噴出を発見、ホースや散水設備による冷却で噴出を止め、事務所横のバルク貯槽に充填して圧を下げた。<br>【原因：前日の過充填（過充填量：約９００リットル】 |
| 12 | **7/12** | 鹿児島県<br>霧島市 | 県 | 漏えい・火災<br>【消費】 | エアコン室外機の後方から出火していたため、消火器で消火した。<br>消費者から連絡を受け販売事業者が現地確認を行ったところ、金属フレキ管に小さな孔があり、<br>ガスの漏えいが確認された。<br>【原因：調査中（落雷による可能性も視野）】 |
| 13 | **7/19** | 大分県<br>別府市 | 本省 | 漏えい<br>【消費】 | ビル周辺の道路側溝からガス臭いとの通報（１９：４８）が消防に入り、ガス漏れが続いたため、周辺住民約４０名が一時避難した。０時頃にガス漏れ箇所が判明し、周辺のガス漏れが解消。ガス臭がしたビルより約１００ｍほど離れた建物（飲食店）の使っていない埋設配管からガス漏れ。推定漏えい量は約１２５ｍ３<br>【原因：老朽化による配管の腐食】 |
| 14 | **7/29** | 福岡県<br>福岡市 | 部 | 漏えい・火災<br>【消費】 | LP事故にあたるか確認中 |
| | | | | | |

# 現象別の発生状況

| | 漏えい | | 漏えい・火災 | | 漏えい・爆発（爆発に至った火災含む） | | ＣＯ中毒・酸欠 | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | |
| 令和３年(１～７月) | 12 | 86% | 2 | 14% | 0 | 0% | | 0% | 14 |
| 令和2年 | 20 | 83% | 4 | 17% | 0 | 0% | | 0% | 24 |
| 令和元年 | 26 | 81% | 2 | 6% | 4 | 13% | | 0% | 32 |
| 平成30年 | 18 | 72% | 2 | 8% | 3 | 12% | 2 | 8% | 25 |
| 平成29年 | 4 | 36% | 4 | 36% | 3 | 27% | | 0% | 11 |

| | 供給段階 | | 消費段階 | | 供給段階 | | 消費段階 | | 供給段階 | | 消費段階 | | 供給段階 | | 消費段階 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 令和３年(１～７月) | 8 | 57% | 4 | 29% | 0 | 0% | 2 | 14% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 令和2年 | 17 | 71% | 3 | 12% | 0 | 0% | 4 | 17% | 0 | 0% | 0 | 0% | | 0% | | 0% |
| 令和元年 | 20 | 63% | 6 | 19% | 0 | 0% | 2 | 6% | 0 | 0% | 4 | 13% | | 0% | | 0% |
| 平成30年 | 13 | 52% | 5 | 20% | 0 | 0% | 2 | 8% | 0 | 0% | 3 | 12% | | 0% | 2 | 8% |
| 平成29年 | 4 | 36% | 0 | 0% | 0 | 0% | 4 | 36% | 0 | 0% | 3 | 27% | | 0% | | 0% |

■事故件数は、7月までで１４件、Ｒ２年の年間２4件より増加する？
■例年供給設備での事故の件数が消費より多いが、漏えい後火災まで至るのは消費側
■現時点では人災の発生はなし。

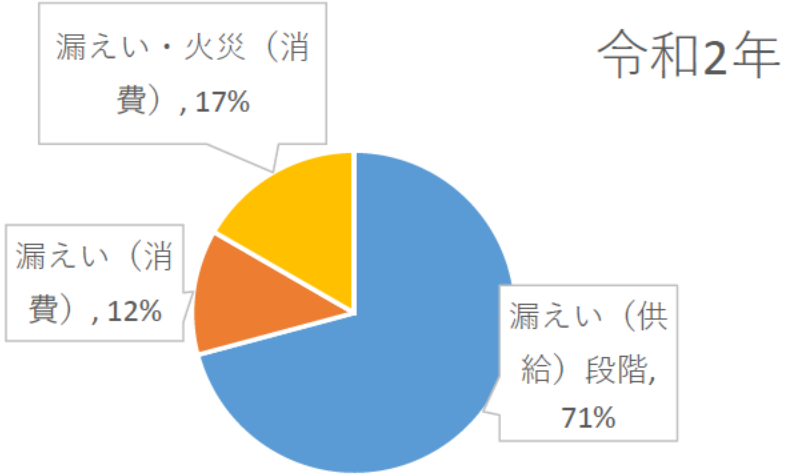


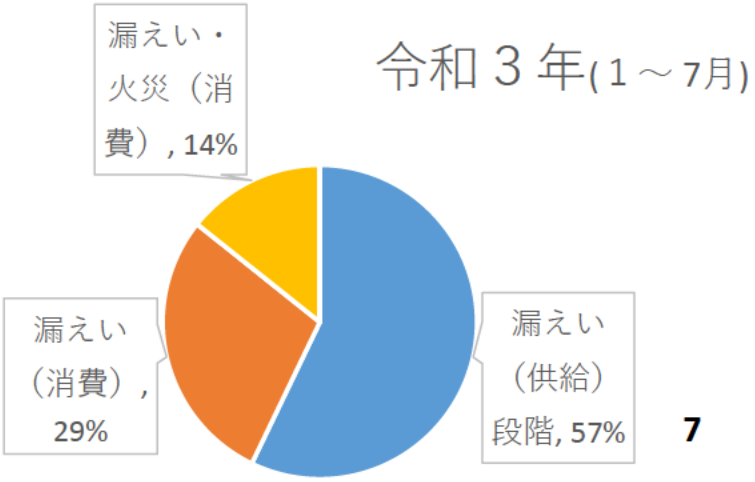

# （２）九州の容器の盗難・喪失について（令和３年（７月末時点））

※修正の可能有
※自然災害による喪失除く

| No. | 覚知日 | 発生地域 | 盗難・喪失 | 災害・事故の概要 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 1/5 | 大分県<br>佐伯市 | 盗難 | 1/5コンロを点火したが着かなかったため、消費者が確認したところ、20ｋｇ容器2本立2本がなくなっている旨の連絡があった。なお、12月31日には容器の存在は確認されている。 |
| 2 | 1/21 | 鹿児島県<br>鹿屋市 | 盗難 | 1/21 配送業務の際に**空家**となっている消費先の50kg２本立ての容器２本が無くなっていたことに気づいた。 |
| 3 | 2/20 | 大分県<br>臼杵市 | 盗難 | **公民館**に設置していた20kg容器（１本立て）が2/20の検針時に無くなっていた。最終確認は前回の検針日(1/21) |
| 4 | 2/20 | 大分県<br>豊後大野市 | 盗難 | 2/20他の販売事業者から「消費者先に貴社の容器が設置されている。」との連絡を受け、現場で確認したところ、別の消費先に設置していた容器であったため、当該消費先を確認したところ他社の空容器が設置されていた。当該消費先は事務所で消費量が少なかったため(前月の使用量０．２ｍ３，20kg容器１本立て）検針時も圧力低下異常は表示されていなかった。 |
| 5 | 2/25 | 鹿児島県<br>鹿児島市 | 盗難 | ２/25 容器交換のため訪問した消費先（**空家**）の20kg２本立ての容器1本が無くなっていた。 |
| 6 | 3/12 | 大分県<br>佐伯市 | 盗難 | 3/12消費先（**食堂：不定期営業**）で消費者がボンベ設置箇所を確認したところ、10kg２本立ての容器２本が無くなっていた。 |

# （２）九州の容器の盗難・喪失について（令和３年（７月末時点））

※修正の可能有
※自然災害による喪失除く

| No. | 覚知日 | 発生地域 | 盗難・喪失 | 災害・事故の概要 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 6/8 | 宮崎県<br>小林市 | 盗難 | 6/8消費先に検針のため訪問したところ、20kg１本立ての容器が無くなっていた。一月前の検針時は容器を確認。なお、設置箇所は**事務所で1年ほどガスは使用していなかった**。 |
| 8 | 6/29 | 大分県<br>豊後大野市 | 盗難 | 6/29消費先に検針のため訪問したところ、20kg１本立ての容器が無くなっていた。一月前の検針時は容器を確認。なお、**設置箇所は事務所で1年ほどガスは使用していなかった。**（９と同一敷地内） |
| 9 | 6/29 | 大分県<br>豊後大野市 | 盗難 | 6/29消費者から容器がなくなっていると連絡があり。１０ｋｇ２本立ての容器２本がチェーンを切られて無くなっていた。５月末の検針時にはあったので、６月中に盗まれたものと思われる。（８と同一敷地内） |
| 10 | 7/1 | 福岡県<br>北九州市 | 盗難 | ７/１消費宅に容器の回収にいった配送事業者から2本設置のはずの容器が１本しかないとの連絡があり。20kg2本立ての容器のうち、1本が無くなっていた。 |
| 11 | 7/20 | 鹿児島県<br>大島郡知名町 | 盗難 | 設置した２０ｋｇ容器（１本）を消費者が取り外して利用していたため、別途５ｋｇ容器を７月２０日に持ち込み、２０ｋｇ容器を求めたところ、消費から容器が無くなっていると告げられた。 |
| | | | | |
| | | | | |

# (2)九州の容器の盗難・喪失について（令和３年（７月末時点））

・容器盗難がＬＰ事故報告となった平成３０年4月以降の件数（自然災害を除く）

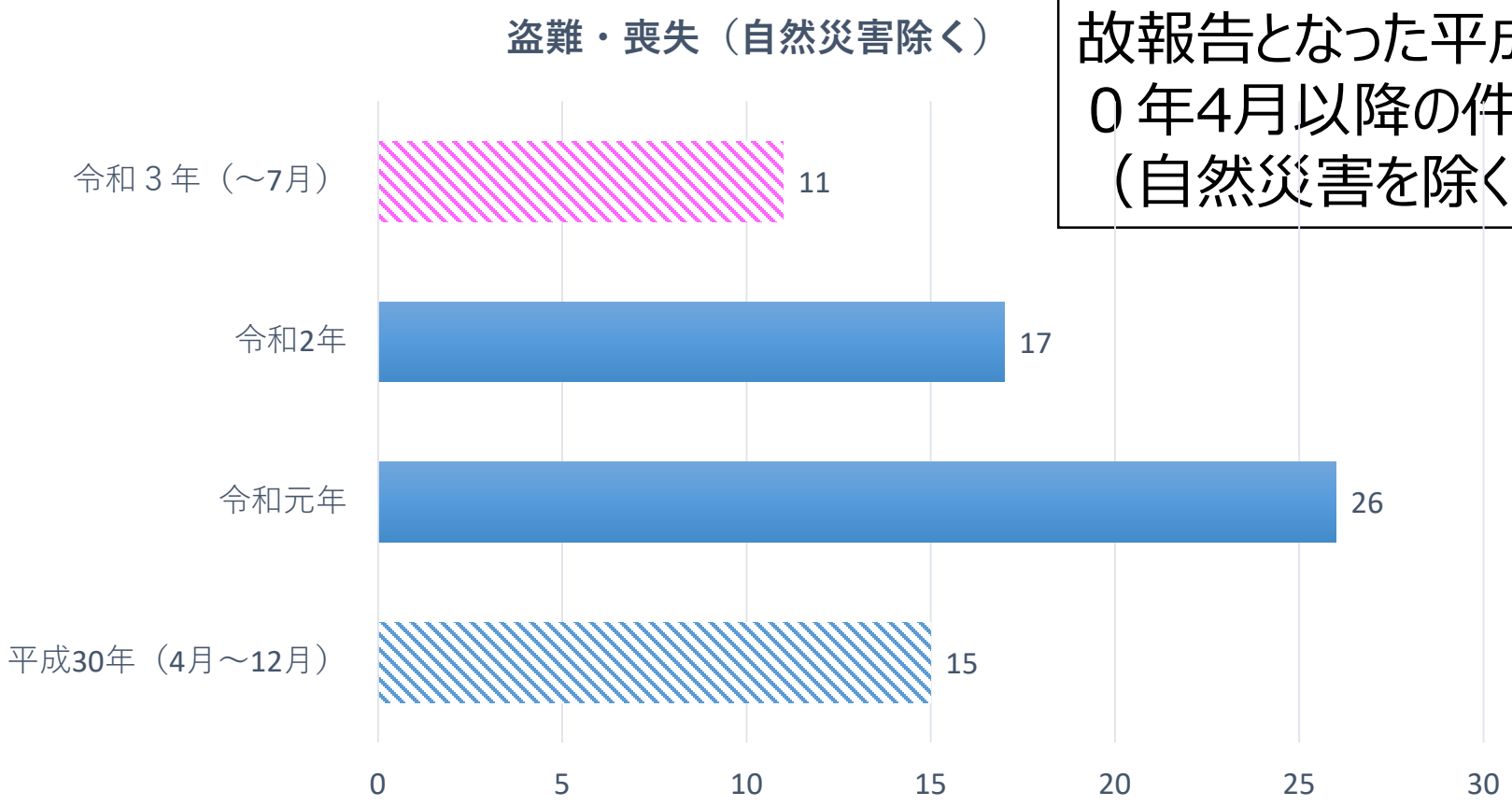


・令和3年も件数もほぼ例年なみか？
・今年も盗難が同じ市町村（表の黄色と青色で塗色）で発生。
・空家等や公民館、事務所などに被害が集中。（表の赤字）

# （３）最近の九州のLP事故の傾向

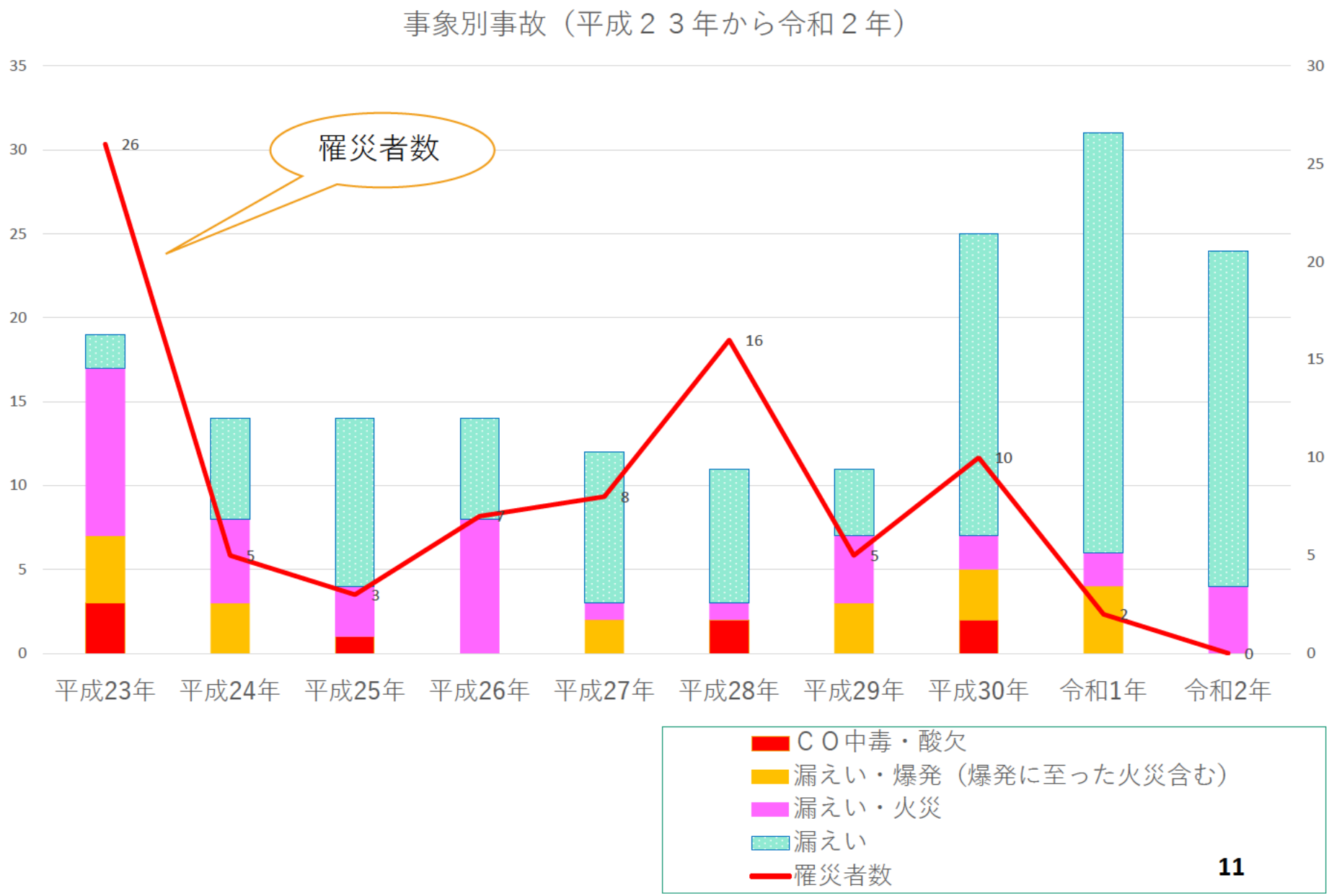

# （３）最近の九州のLP事故の傾向

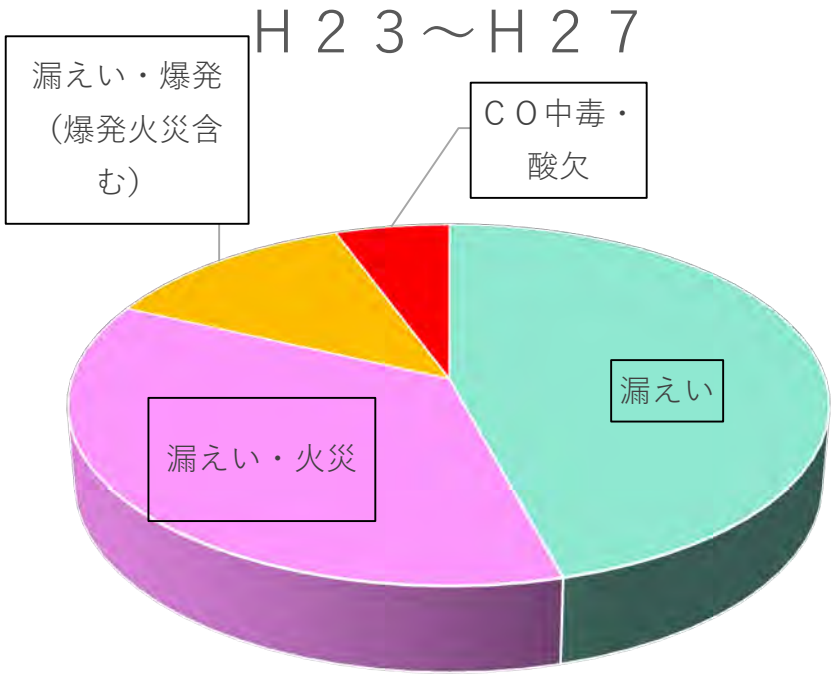


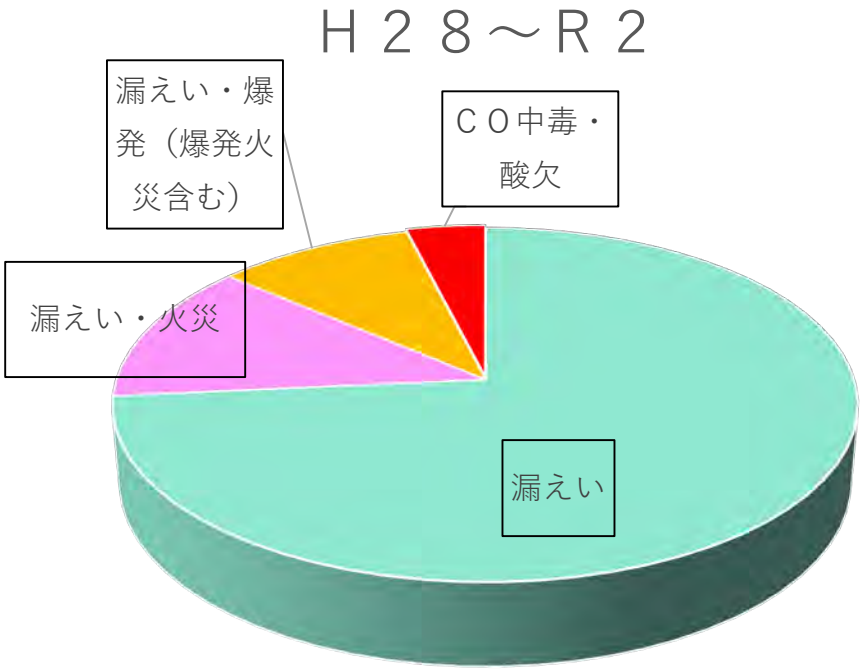


【５年くくりで事象別に比較検討】

・漏えい火災の割合が減り、漏えいのみの割合が増！
　（特に消費者側での火災が減少）

・割合は少ないが、爆発やCO中毒はやはり無くならない。

・事故が漏えいで止まっているので、罹災者数は減少傾向。

# （３）最近の九州のLP事故の傾向

【発生箇所別（全件数）】

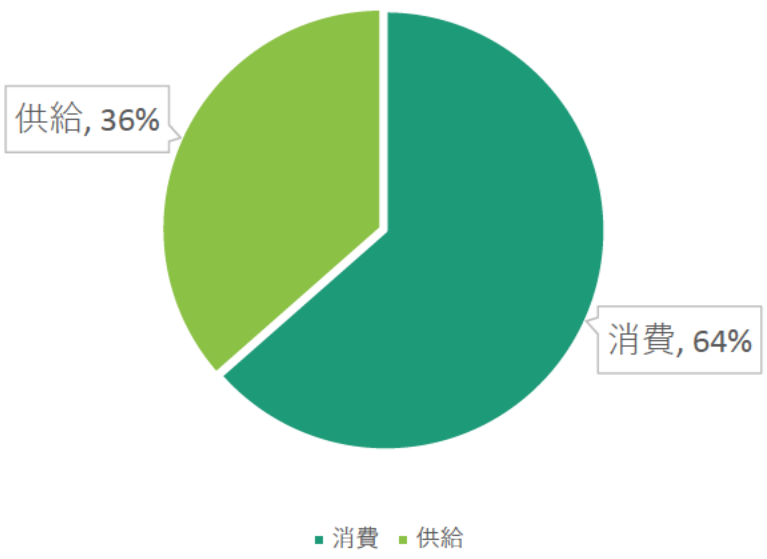


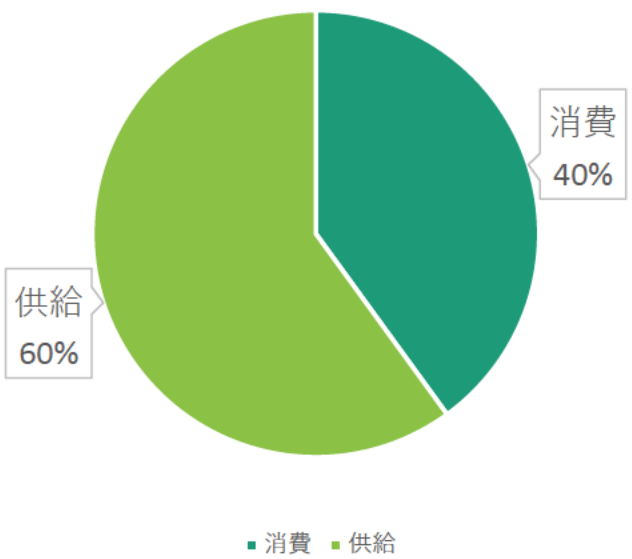


【５年くくりで発生箇所で比較検討】

・事故発生箇所は消費側から供給側へ

・件数では近年は供給側の発生が多いが、火災や爆発、CO中毒は消費側で発生。

# （３）最近の九州のLP事故の傾向

【火災・爆発事故の発生箇所】

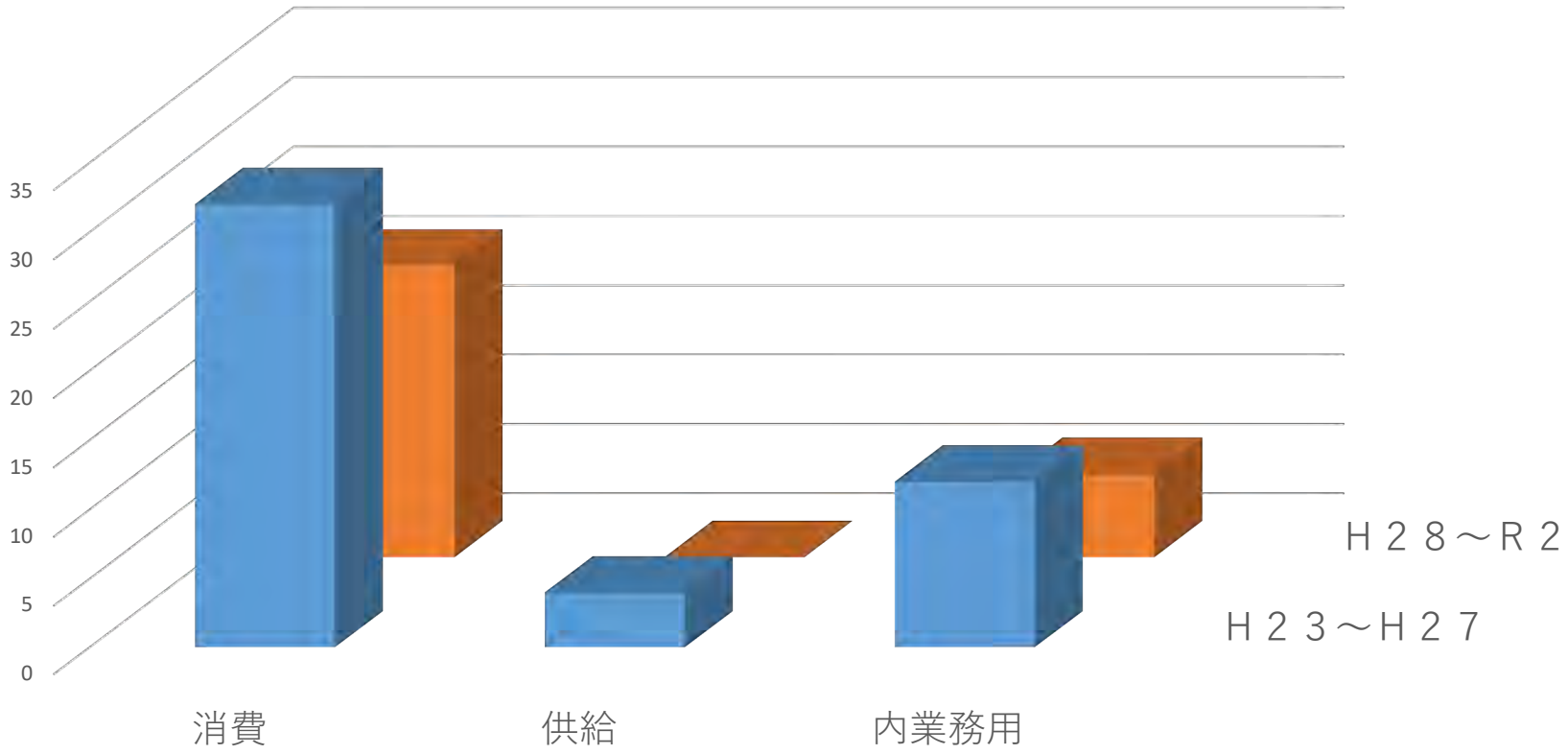


【５年くくりで発生箇所で比較検討】

・傾向的にはあまり変わらず。やはり火災・爆発に至る事故は消費側が多い

# （３）最近の九州のLP事故の傾向

【漏えい事故の発生箇所】

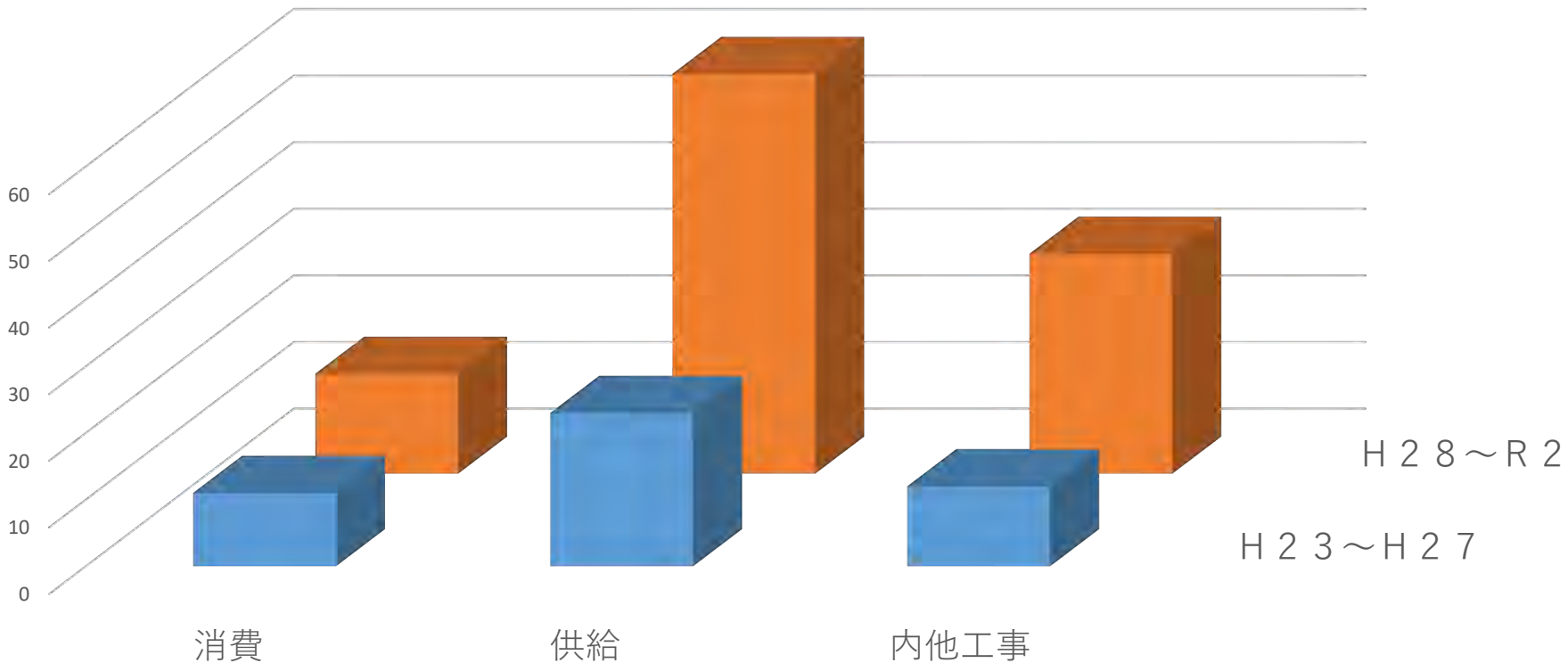


【５年くくりで発生箇所で比較検討】

・最近５年は供給側の事故が増加、他工事事故も増加

# （４）過去の九州のLP事故抜粋（気になったもの）

| No. | 発生日 | 発生地域 | 所管 | 災害・事故の種類 | 災害・事故の概要 |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | 平成28年<br>1月8日 | 大分県<br>佐伯市 | 県 | 漏えい<br>［供給］ | ガス臭がするとの通報が消防に入り、ガスメーター部分からのガス漏えいを確認。<br>販売事業者が、ガスメーターを交換する際に供給管とガスメーターの接続部パッキンを付け忘れたためにガスが漏えいしたもの。<br>【原因：販売事業者の施工ミス】 |
| ② | 平成28年<br>5月28日 | 佐賀県<br>小城市 | 県 | 漏えい<br>［供給］ | バルク貯槽で供給している福祉施設からガス臭がするとの通報があり、設備を確認したところ、圧力計取付け部からの漏えい２ヶ所及びベーパーライザの気相配管接続部のナット緩みによる漏えい１ヶ所（計３ヶ所）が確認された。<br>【原因：販売事業者の維持管理不足】 |
| ③ | 平成28年<br>6月15日 | 福岡県<br>筑紫野市 | 県 | 漏えい<br>［供給］ | 平成４年頃、民家母屋の新築工事に伴い仮住まいにした納屋にガスを供給。母屋完成後も消費者の依頼により容器を残置。<br>その後、管理がなされていない状態であった放置容器が腐食し、ガスが漏えい。<br>【原因：放置容器の劣化／販売事業者の容器管理不徹底】 |
| ④ | 平成29年<br>1月2日 | 宮崎県<br>宮崎市 | 国 | 漏えい火災<br>［消費］ | 平成２８年１２月１７日に湯沸器を新品に交換。１月２日、家の中が焦げ臭かったため湯沸器の下を確認したら青い火が着いていたため消費者が消火した。３日に消費者からの通報があったため、ＬＰガス販売事業者が検査したところ器具接続部からのガス漏えいを確認。<br>【原因：販売事業者の施工ミス】 |
| ⑤ | 平成29年<br>6月10日 | 福岡県<br>行橋市 | 国 | 漏えい爆発<br>［消費］ | 消費者がガスコンロを点火したが、火力調整がきかないため、消火して販売店に連絡しようとしたところ、爆発して鍋が吹き飛んだ。なお、事故の前日に、当該コンロの修理を販売店従業員が行っていた。<br>【原因：販売事業者の施工ミス】 |

# （４）過去の九州のLP事故抜粋（気になったもの）

| No. | 発生日 | 発生地域 | 所管 | 災害・事故の種類 | 災害・事故の概要 |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑥ | 平成29年<br>7月29日 | 佐賀県<br>杵島郡 | 国 | 漏えい<br>［供給］ | 消費者からガス臭がするとの連絡があり、販売所が現場で確認したところ、調整器のＯリング外れにより、容器と調整器の接続部からガスが漏えいしていることを確認した。６月１８日に委託先の保安機関が調整器を交換しており、この際にＯリングが外れたものと推定。また、調整器交換後、当該箇所の点検を怠っていた。<br>【原因：ガス販売事業者の施工ミス】 |
| ⑦ | 平成29年<br>8月12日 | 福岡県<br>久留米市 | 国 | 漏えい<br>［供給］ | 保安機関が容器交換時に、調整器２次側の接合部からのガス漏えいを発見し、販売事業者に連絡した。販売事業者が当該接合部を増し締めし、ガスの漏えいが止まった。なお、５月１９日に調整器を交換している。<br>【原因：保安機関の施工ミス】 |
| ⑧ | 平成29年<br>10月25日 | 熊本県<br>八代郡 | 国 | 漏えい<br>［供給］ | 充てん作業者が、バルク貯槽への充てん作業中に液取出口からのガスの漏えいを発見。漏えい防止の措置を試みるも漏えいが止らないため、応急処置を施したうえ、当該貯槽を撤去し、代替品を設置して供給を再開した。<br>【原因：バルク貯槽メーカーの組立ミス】 |
| | | | | | |
| | | | | | |

# （４)過去の九州のLP事故抜粋（気になったもの）

過去の事故で、事業者側が気をつけることで事故を防止できたのでは、と思える事故を再度ピックアップしてみました。

・“施工ミス” が原因となった事故が多数あります。
・“容器の管理不徹底・管理不足”による漏えい事故は、毎年のように発生してます。

事業者側のミスは確実につぶして行きましょう。
・ガス漏れを防ぐパッキンは適切なものを使ってますか？
・劣化してませんか？無理やり押し込んでませんか？
・作業後確実に漏えいの有無を確認してますか？

写真付きの資料を再度掲載しますので、作業手順等見直しをお願いします。

# ■事故事例①：施工ミス（ガスメーター接続部）

平成２８年１月８日、大分県佐伯市
集合住宅でメーター接続部からガス漏えい事故が発生。

概要
◇ガス臭がするとの通報が消防に入り、ガスメーター部分からのガス漏えいを確認。

原因
◇販売事業者が、ガスメーターを交換する際に、供給管とガスメーターの接続部のパッキンを入れ忘れたことによるガス漏えい。

# ■事故事例②：維持管理不足（圧力計取付け部及び気化器気相配管接続部）

平成２８年５月２８日、佐賀県小城市
　福祉施設でガス漏えい事故が発生。

概要
◇バルク貯槽で供給している福祉施設からガス臭がするとの通報があり、設備を確認した。

原因
◇圧力計取付け部からの漏えい２ヶ所及び気化器気相配管接続部からの漏えい１ヶ所（計３ヶ所）が確認。
◇圧力計２ヶ所はパッキン劣化による漏えい、気化器気相部配管接続部はナットの緩みによる漏えい。
◇ガス販売事業者の維持管理不足。

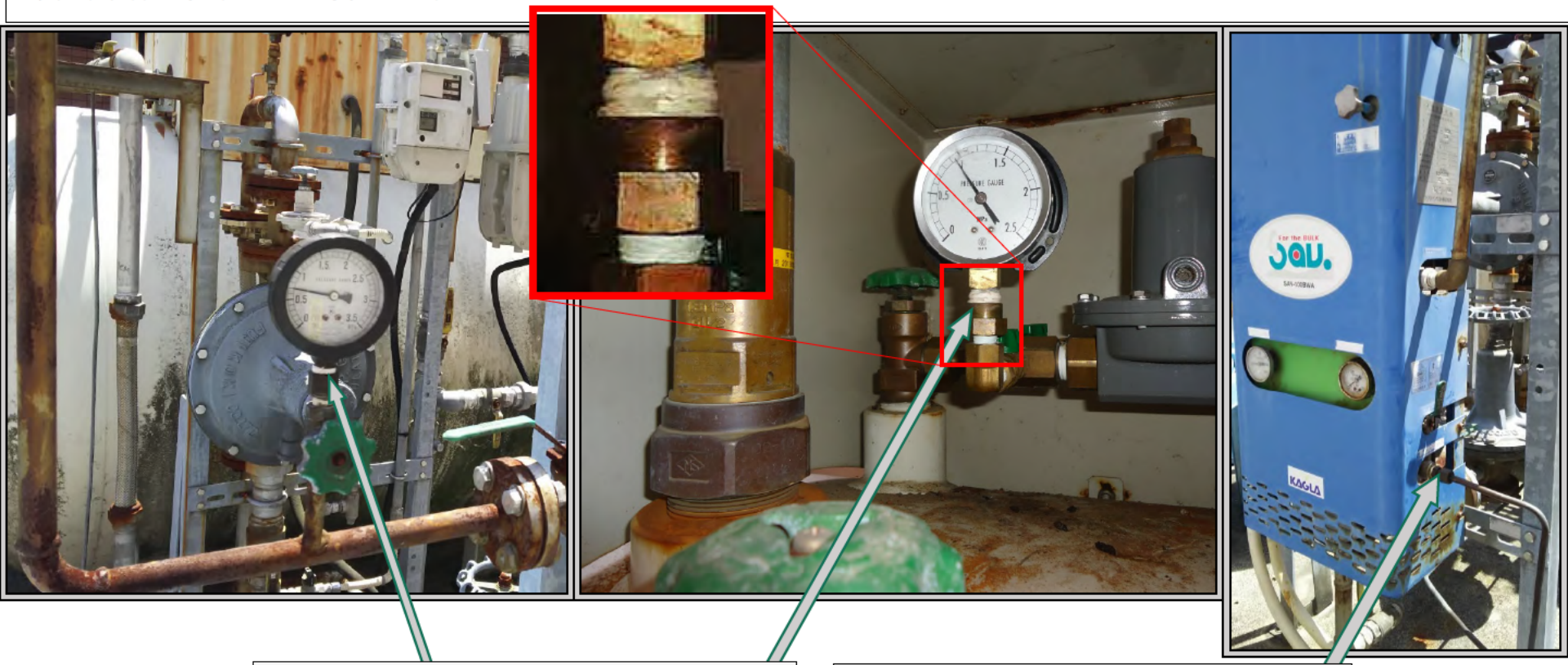


圧力計取付け部からの漏えい箇所

気化器気相部配管接続部からの漏えい

# ■事故事例③：容器管理不徹底（放置容器）

平成２８年６月１５日、福岡県筑紫野市
民家（納屋）で放置容器からガス漏えい事故が発生。

概要
◇納屋付近でガス臭いとの連絡があり、母屋に供給している販売店が出動。納屋内にあった容器から漏えい。

原因
◇平成４年頃、一般消費者宅（民家母屋）の新築工事に伴い仮住まいの納屋にガスを供給。当該母屋完成後も消費者からの依頼により容器を残置。
◇納屋でＬＰガスを供給していたガス販売事業者（Ａ）と違う販売事業者（Ｂ）が新築の母屋へガスを供給することとなったため、当初納屋で供給していた販売事業者（Ａ）は顧客データを削除した。そのため当該消費者宅に残置された容器は管理されていない状況になっていた。
◇平成２１年に販売事業者（Ａ）は、事業全てを販売事業者（Ｃ）に承継した。
◇管理されないままに放置された容器は、２０年以上が経過し、腐食した部分からＬＰガスが漏えいした。

放置容器からのＬＰガス漏えい状況

ガス漏えい状況

腐食によるピンホール

# ■事故事例④：施工ミス（湯沸器接続箇所）

平成２９年１月２日、宮崎市
施工ミスによるガス漏えい火災事故が発生。

概要
◇宮崎市の民家にて、焦げ臭さを感じたため湯沸器を確認したところ、湯沸器とガス管の接続部から１～２cm程度の火が出ており、濡れ布巾で消火。
◇当該湯沸器は１２月１７日に交換したものであり、交換時の接続不良によってＬＰガスが漏えいし、引火したもの。

原因
◇湯沸器側はＴＵ接続であるが、それまで使用していた金属フレキシブルホースを再利用しようとアダプターを介して接続した。
<問題点> ①金属フレキを再利用した。　②ＴＵ対応アダプターを使用していない。
③湯沸器とアダプターの接続に際しシール剤を使用しなかった。

湯沸器の接続部

接続管
〔金属フレキを再利用〕

# ■事故事例⑤：施工ミス（ガスコンロ内部の接続箇所）

平成２９年６月１０日、福岡県行橋市
家庭用コンロの修理作業ミスによるガス漏えい爆発事故が発生。

概要
◇一般住宅で家庭用コンロを点火したが異常があったため、消火して販売店に連絡しようとしたところ、漏えいしていたＬＰガスに引火爆発し、鍋が吹き飛んだ。
◇事故の前日に、当該コンロの修理を販売店従業員が行っていた。

原因
◇ガスが通る部分の部品を取り外し、接続部のパッキンを機器内部に落下させ、気付かないままに部品を組み込んだことにより、コンロ使用時にガスが漏えいした。

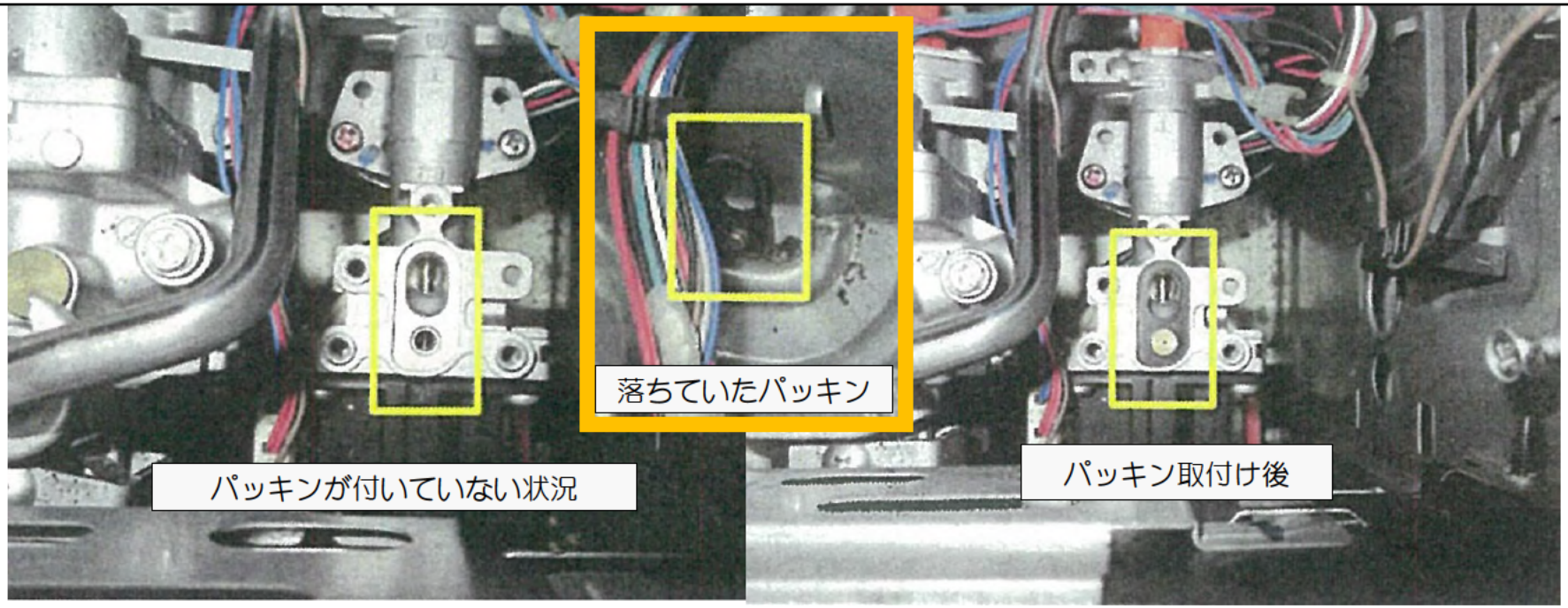

# ■事故事例⑥：施工ミス（調整器接続部（先ゴム外れ））

平成２９年７月２９日、佐賀県杵島郡
単段調整器接続部からのガス漏えい事故が発生。

概要
◇一般住宅の住民からガス臭がするとの通報があり、販売事業者が現場で確認したところ、調整器接続部のＯリングが外れていることを確認した。
◇６月１８日の法定調査時に、調整器の交換を実施していた。

原因
◇６月１８日、保安機関が法定調査時に調整器の圧力不良を確認したため、新品の調整器と交換した際、Ｏリングが外れた状態で取り付けた。

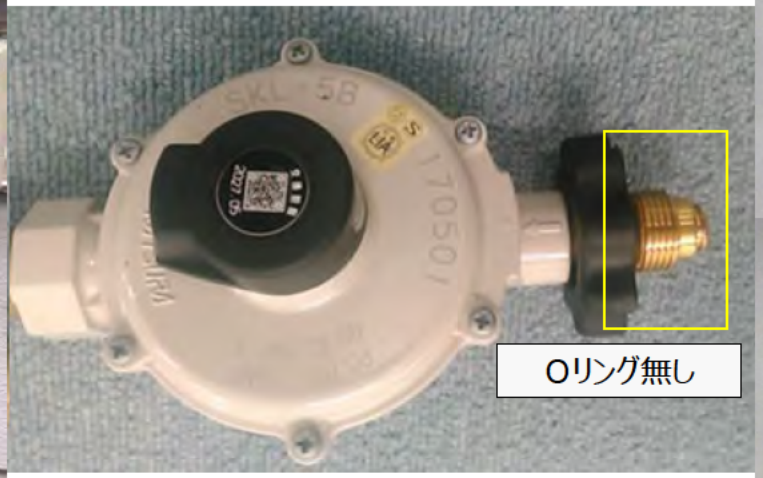

# ■事故事例⑦：施工ミス（調整器接続部）

平成２９年８月１２日、福岡県久留米市
施工ミスによるガス漏えい事故が発生。

概要
◇５月１９日に販売事業者の従業員が調整器の交換を実施。
◇７月１１日に消費先にてＢＲ表示があり、漏えい検査を実施したものの異常が無かった（当該漏えい箇所を検査範囲としていなかった）。
◇８月１２日に顧客より連絡があり、ガス切れを確認。この際も漏えい検査を実施するも異常無し。
◇８月１３日保安機関従業員が容器交換時に調整器接続部からの漏えいを発見。販売事業者に連絡し、増し締めにより改善された。（５月１９日からの８月１３日までの漏えい量は、約１０４ｋｇ。）
◇平成３０年に監督部で実施した委託先保安機関の立入検査時に、事故報告漏れが発覚した。

原因
◇販売事業者の調整器交換時の施工ミスがあったものと推定され、調整器交換作業の技量不足。
◇漏えい検査の実施方法の不備。
◇社内マニュアル類の周知及び教育の不足。
◇事業所内での情報共有不足による事故報告漏れ。（事業所の上層部まで情報が伝わらず、本社への報告が無かった。）

# ■事故事例⑧：組み立てミス（バルク貯槽液取出口接合部）

平成２９年１０月２５日、熊本県八代郡
バルク貯槽の液取出口からのガス漏えい事故が発生。

概要
◇バルク貯槽への充填作業中に、液取出口からのＬＰガスの漏えいを発見。
◇販売事業者が現場に急行し、漏えい防止措置を試みるも漏えいが止まらず、応急処置を施した上で当該バルク貯槽を撤去した。

原因
◇接合部パッキンの変形に偏りが見られることから、当該弁組立時の締め付けトルクに偏り（片締めの状態）があったものと推定（バルク貯槽メーカーの組立ミス）。

パッキン外観（左：バルブ側、右：貯槽側）

# （５）過去の台風被害（参考：平成２７年）

**※強風被害対策もお忘れなく！！**

| No. | 発生日 | 発生地域 | 所管 | 災害の種類 | 災害の概要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 8月25日 | 佐賀県 | 国 | 漏えい<br>［供給］ | ＬＰガス容器庫が強風で転倒し、供給管破損によるガス漏えい。 |
| 2 | 8月25日 | 長崎県 | 国 | 漏えい<br>［供給］ | 強風で容器・調整器・メーター等が家屋横の水路に落ち、そのまま海に流された。テトラポットのところにあった容器等を消防が発見。 |
| 3 | 8月25日 | 熊本県 | 国 | 漏えい<br>［供給］ | ＬＰガス容器置場が強風により全壊。供給管破損によるガス漏えい。 |
| 4 | 8月25日 | 熊本県 | 県 | 漏えい<br>［供給］ | 付近のスレート板が強風にあおられてガスメーターにあたり破損し、ガス微少漏えい。 |
| 5 | 8月25日 | 熊本県 | 県 | 容器転倒<br>［供給］ | 強風で転倒防止用チェーン掛けフックのビスが外れ、５０ｋｇ容器２本が転倒。ガス漏えい無し。 |
| 6 | 8月25日 | 鹿児島県 | 県 | 漏えい<br>［供給］ | 隣の家のレンガ壁が倒れてガスメーターユニオンにあたり破損し、ガス漏えい。 |

平成２７年
８／２５　台風被害状況

# 参考：自然災害対策　災害発生時における保安確保のための措置

【ガス放出防止型高圧ホース】

作動前　　作動後

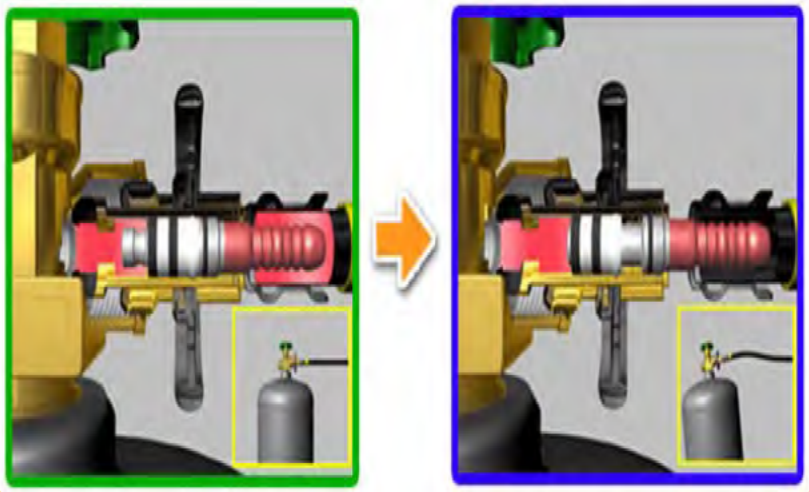

【折損式ガス放出防止型単段調整器】

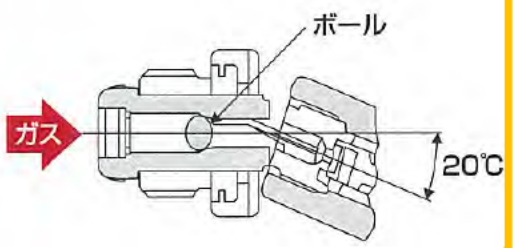


【LPガス容器の転倒防止対策例】

鎖又はベルトの二重掛け

地震等で容器転倒が起こった場合、大量のガス漏れを防止しするため、「ガス放出防止型高圧ホース」「ガス放出防止器」「ガス放出防止器付単段調整器」を適宜設置

# ２．最近の法令改正等について

# （１)令和元年からの法令等改正状況（新型コロナ関係臨時措置除く）

【２０２１／６／１８】

①充てん容器の流出防止措置（自然災害防止対策）の強化

・液石法施行規則の一部の改正

・液石法施行規則の機能性基準の運用についての一部の改正
（例示基準の改正）

【２０２１／２／２５】

②マイコンメータデータ等に基づく計算値による定期消費設備調査について

・液石法施行規則の機能性基準の運用についての一部の改正
（例示基準第３０節の改正）

・ガスメーターの圧力測定機能を活用した保安業務の合理化に係る
運用マニュアル

【２０２１／２／２５】

③緊急時対応の要件の緩和

・保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用
解釈についての一部の改正
(緊急時対応の技術的能力の条件（携帯への転送）追加)

# （１）令和元年からの法令等改正状況（新型コロナ関係臨時措置除く）

【２０２０／１２／２８】
④押印・署名等廃止
・押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令
（液石法施行規則の様式上の“印”及び備考の署名等の削除）
【２０１９／１２／１３】
⑤情報通信技術の活用
・液石法施行令の一部の改正
（例示基準の改正）
・液石法関係手数料令の改正　※保安ネットでの手続き含む
【２０１９／３／１５】
⑥LPG容器の再検査期限の表示
・液石法施行規則の運用及び解釈について（別添４）の改正
（容器の充填期限の表記を和暦から西暦に変更）

# ①充てん容器の流出防止措置（自然災害防止対策）の強化

**何を**：１ｍ以上浸水すると予想されている一般消費者等の充てん等容器について

※浸水区域が0.5m～3mの区域で示されていたとしても、1m未満であるか不明な場合は対策が必要となる。

**いつまでに**：令和３年１２月１日から

ただし、令和３年１２月１日時点で設置済みの施設は令和６年６月１日まで猶予

注）１ｍ以上浸水する箇所の新たな供給設備は令和３年１２月１日以降は流出防止対策が必要

注）１ｍ以上浸水する箇所の既存設備も、令和６年６月１日を過ぎると流出防止対策が必要。

**※　あと３年弱で対策をおこなわなければならない。**

**どうする**：流出防止対策を講ずる必要がある。

流出防止対策

・強固な外れにくい返し等のついたフック

・２０ｋｇ超容器の場合はベルト等の２重掛け

・２０ｋｇ以下の容器は１重ＯＫ（ただし、プロテクターに通して固定）

# ①充てん容器の流出防止措置（自然災害防止対策）の強化

**消費者宅の浸水区域の確認（ハザードマップ）**

- **・浸水想定なし**
- **・浸水想定箇所**
  （１ｍ未満確定）

**法的には対応不要**

**浸水想定箇所**
（１ｍ以上）または（高さ不明、１ｍも想定高さに含まれる）

**容器収納庫なし**

**容器収納庫あり**

**※アンカーボルト等の固定が必要**

**固定金具の確認**

**※返し付きフック等に交換**

**【20kg以下容器】**
**鎖、ベルト等**
**１本掛け**
**必ずプロテクターを通すこと**

**【20kg超容器】**
**鎖、ベルト等**
**２本掛け（容器の高さの3/4と1/4）**
**※内１本はプロテクターを通すことも可**
**ただしその場合でも２本掛けは必要**

**※容器の遊びは少なく堅固に固定する。**

# ①充てん容器の流出防止措置（自然災害防止対策）の強化

## 適切なベルト等の設置例（ＫＨＫＳ　０７３８　より）

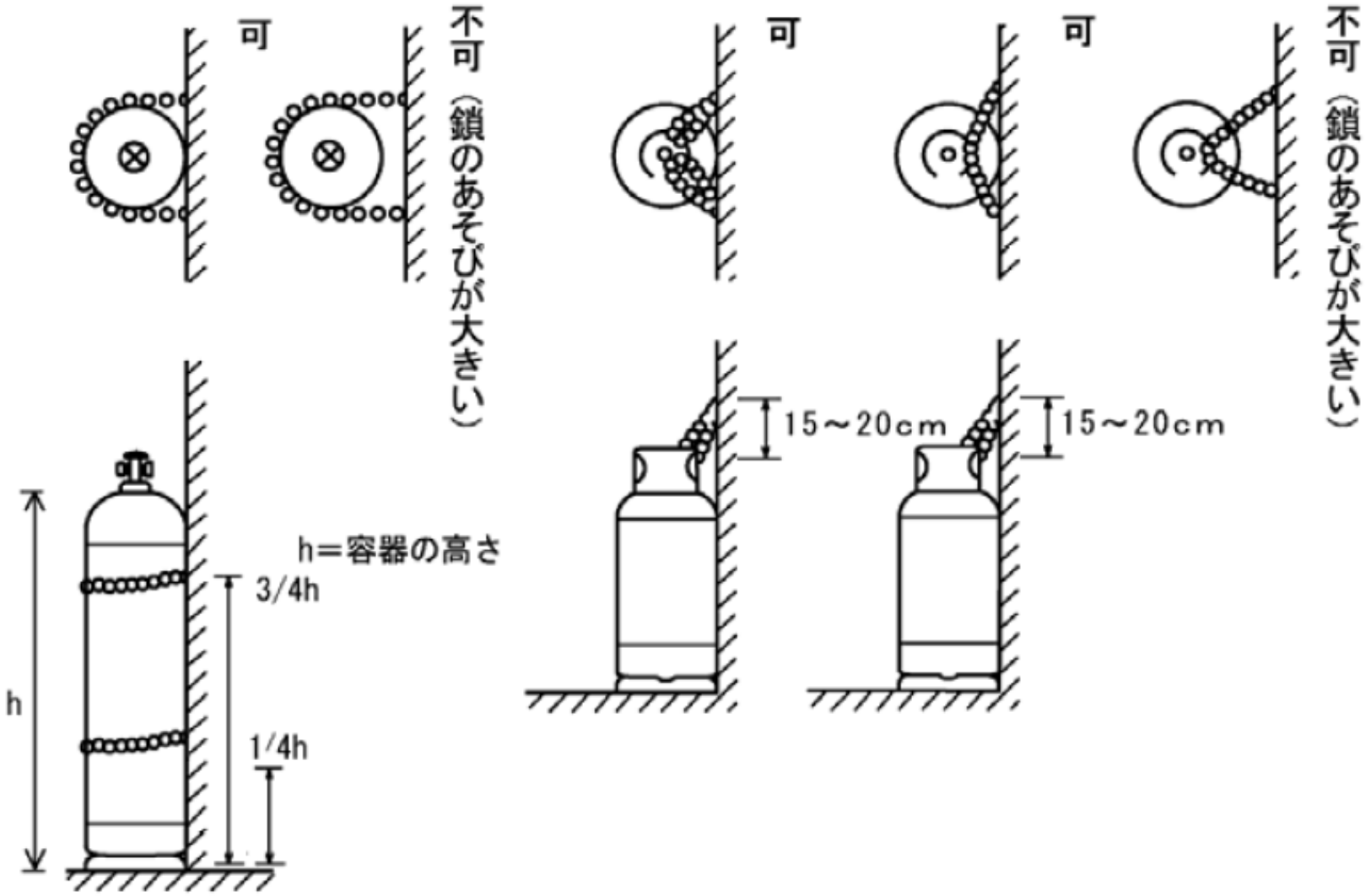

# ①充てん容器の流出防止措置（自然災害防止対策）の強化

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="2">内容</th></tr>
<tr><td>改正省令</td><td colspan="2">浸水のおそれのある地域においては、<br>充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること</td></tr>
<tr><td>場所</td><td colspan="2">浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、<u>１m以上</u>の浸水が想定されている地域とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">流出防止措置</td><td>(i)軒先の設置</td><td>固定金具について<br>・ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。<br><br>ベルト又は鉄鎖について
<table>
<tr><td>充てん量20kgを超える容器</td><td>１本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの３／４程度の位置に、２本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から１／４程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、２本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか１本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。</td></tr>
<tr><td>充てん量20kg以下の容器</td><td>当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。</td></tr>
</table>
ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあってはこの限りでない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（ii）容器収納庫への保管</td></tr>
</table>

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程新旧対照条文

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について<br><br>制定 令和３年２月２５日 ２０２１０２０３保局第１号<br>改正 令和３年６月１８日 ２０２１０５３１保局第５号 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について<br><br>制定 令和３年２月２５日 ２０２１０２０３保局第１号 |
| ９．充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに充てん容器等の流出を防止する措置<br><br>規則関係条項 第１６条第９号、第１８条第１号ニ、第４４条第２号イ（４）・ロ（１）、第５３条第１号リ<br><br>充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに充てん容器等に講ずべき流出の防止する措置は、次に定めるところによるものとする。<br><br>（１） 貯蔵施設に置く場合<br>① 水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に置くこと。<br>② 固定プロテクターのない容器にあっては、キャップを施すこと。<br>③ １０ｋｇ容器にあっては、原則として２段積以下とし、やむを得ず３段積にするときは、ロープにより緊縛すること。<br><br>（２） 供給設備又は消費設備に接続されて置く場合<br>① （１）①の基準による。この場合、充てん容器等の設置位置は、屋根又はひさしの垂直投影面の内側であって、かつ、積雪により埋没するおそれの | ９．充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置<br><br>規則関係条項 第１６条第９号、第１８条第１号ニ、第４４条第２号イ（４）・ロ（１）、第５３条第１号リ<br><br>充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置は、次に定めるところによるものとする。<br><br>（１） 貯蔵施設に置く場合<br>① 水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に置くこと。<br>② 固定プロテクターのない容器にあっては、キャップを施すこと。<br>③ １０ｋｇ容器にあっては、原則として２段積以下とし、やむを得ず３段積にするときは、ロープにより緊縛すること。<br><br>（２） 供給設備又は消費設備に接続されて置く場合<br>① （１）①の基準による。この場合、充てん容器等の設置位置は、屋根又はひさしの垂直投影面の内側であって、かつ、積雪により埋没するおそれの |

| | |
|---|---|
| ない位置又は雪囲いを施す等によって保護された位置であること。ただし、落雪による衝撃等の外力に耐える構造の箱等（側板下部の通風がよいものに限る。）に充てん容器等を収納した場合はこの限りでない。<br><br>② 充てん量１０ｋｇ以上の容器については、ベルト、鉄鎖等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して転倒しないようにすること。<br><br>③浸水のおそれのある地域においては、（２）②に加え、次に掲げる(i)又は(ii)のいずれかの基準により、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、１ｍ以上の浸水が想定されている地域とする。令和３年１１月３０日まではなお従前の例による。令和３年１２月１日現に設置されている供給設備及び消費設備においては、令和６年６月１日までは、なお従前の例によることができる。<br><br>(i)　ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。充てん量２０ｋｇを超える容器にあっては１本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの３／４程度の位置に、２本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から１／４程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、２本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか１本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。充てん量２０ｋｇ以下の容器にあっては当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあってはこの限りでない。<br><br>(ii)　容器収納庫に保管すること。 | ない位置又は雪囲いを施す等によって保護された位置であること。ただし、落雪による衝撃等の外力に耐える構造の箱等（側板下部の通風がよいものに限る。）に充てん容器等を収納した場合はこの限りでない。<br><br>② 充てん量１０ｋｇ以上の容器については、鉄鎖、ロープ等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して転倒しないようにすること。<br><br>［新設］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

# 参考

LPガス災害対策マニュアル
（第３次改訂版　令和３(2021)年３月）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/file_itakujigyou/2020_7_s.pdf

ＬＰガス設備設置基準及び取扱要領
（ＫＨＫＳ　０７３８（２０１９））

# 参考

供給範囲の河川浸水の危険性を確認
国土交通省　ハザードマップポータルサイト

https://disaportal.gsi.go.jp/index.html

# ②マイコンメータデータ等に基づく計算値による定期消費設備調査について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成29年3月31日 20170316商局第9号）新旧対照表

○別添　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準
（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に二重下線を付した規程は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| 30. 調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法 | 30. 調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法 |
| 1～2.　［略］ | 1～2.　［略］ |
| 3.　圧力検知装置を用いる場合は、次の基準によるものとする。 | 3.　圧力検知装置を用いる場合は、次の基準によるものとする。 |
| (1)　［略］ | (1)　［略］ |
| (2)　圧力検知装置により測定された調整圧力を使用して燃焼器入口圧力を確認する場合は、次のいずれかの方法により行うこと。 | (2)　圧力検知装置の設置等は、次により行うこと。 |
| ①　供給圧力差を測定して確認する方法 | ［新設］ |
| (i)　当該調整器が生活の用に供するものにあっては、圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、燃焼器に点火した場合の供給圧力差を測定するとともに、その測定値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と2.0kPaとの差圧より小さいこと及び燃焼状態が良好であることを確認すること。 | ①　当該調整器が生活の用に供するものにあっては、当該圧力検知装置を設置する際の圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、燃焼器に点火した場合の供給圧力差を測定するとともに、その測定値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と2.0kPaとの差圧より小さいこと及び燃焼状態が良好であることを確認すること。 |
| (ii)　当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、燃焼器に点火した場合の供給圧力差を測定するとともに、その測定値が、当該圧力検知装置が自 | ②　当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、当該圧力検知装置を設置する際の圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、燃焼器に点火した場合の供給圧力差を測定するとともに、そ |

# ②マイコンメータデータ等に基づく計算値による定期消費設備調査について

| | |
|---|---|
| 動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と当該燃焼器に適応した最低圧力との差圧より小さいこと、当該調整器の容量が燃焼器に適合したものであること及び燃焼状態が良好であることを確認すること。 | の測定値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と当該燃焼器に適応した最低圧力との差圧より小さいこと、容量が燃焼器に適合したものであること及び燃焼状態が良好であることを確認すること。 |
| ［削除］ | ③　①②については、圧力検知装置を設置する場合並びに圧力検知装置、供給設備（容器及び高圧部に用いる管等を除く。）及び消費設備を変更（同一のものとの取替えを除く。）する場合に行うものとする。 |
| (iii)　（i）（ii）の測定者、測定日、測定値について記載した関係帳票等を圧力検知装置、供給設備（容器及び高圧部に用いる管等を除く。）及び消費設備の変更（同一のものとの取替えを除く。）があるまで又は圧力検知装置の設置を中止するまで保管するものとする。 | ④　①②の測定者、測定日、測定値について記載した関係帳票等を圧力検知装置、供給設備（容器及び高圧部に用いる管等を除く。）及び消費設備の変更（同一のものとの取替えを除く。）があるまで又は圧力検知装置の設置を中止するまで保管するものとする。 |
| ②　供給圧力差を計算して確認する方法 | ［新設］ |
| （i）　当該調整器が生活の用に供するものにあっては、当該圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、高圧ガス保安協会基準 KHKS0738 Ⅱ.設計編等に基づいて燃焼器の最大ガス流量を流した時の圧力差を算出するとともに、その算出値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と 2.0kPa との差圧より小さいことを確認すること。 | |
| （ii）　当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、当該圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、高圧ガス保安協会基準 KHKS0738　Ⅱ.設計編等に基づいて燃焼器の最大ガス流量を流した時の圧力差を算出するとともに、その算出値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と当該燃焼器に適応した最低圧力との差圧より小さいこと及び当該調整器の容量が燃焼器に適合したものであることを確認すること。 | |

# ②マイコンメータデータ等に基づく計算値による定期消費設備調査について

| | |
|---|---|
| (iii) (i)(ii)の圧力差を算出した者、算出日、算出根拠（ガス流量、配管径、配管長さ、継ぎ手の種類・数量を含む）について記載した関係帳票等を圧力検知装置、供給設備（容器及び高圧部に用いる管等を除く。）及び消費設備の変更（同一のものとの取替えを除く。）があるまで又は圧力検知装置の設置を中止するまで保管するものとする。<br><br>(3) ［略］ | (3) ［略］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

※詳細解説は別途
九液協資料を参照
のこと

# ③緊急時対応の要件の緩和

## 従来の緊急時対応

- 緊急時対応は一般消費者等から緊急時連絡を受けた場合、直ちに出動し事態の収束を図る必要がある。そのため緊急時連絡は確実に対応できる体制を取る必要があるため、事業所における常駐が義務づけられている。
- また電波の状況による影響や電話を取りそびれること等により、一般消費者等からの緊急連絡を受けられないことが想定されるため、災害時等を除く携帯電話への通知又は転送は常時配置と見なさないこととされている。

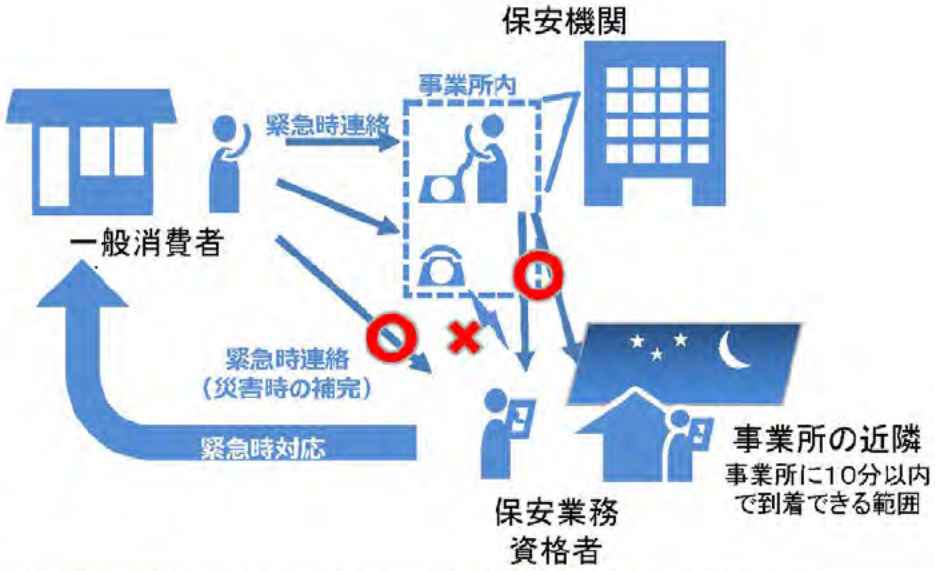


## 今回の改正案

- 最近の通信技術の向上や、新型コロナ感染症を受けたテレワークの増加等を勘案し電話転送の基準について、一部を緩和することとする。
- 確実に保安業務の遂行できる体制構築を前提に原則携帯電話等への転送を認めることとする。

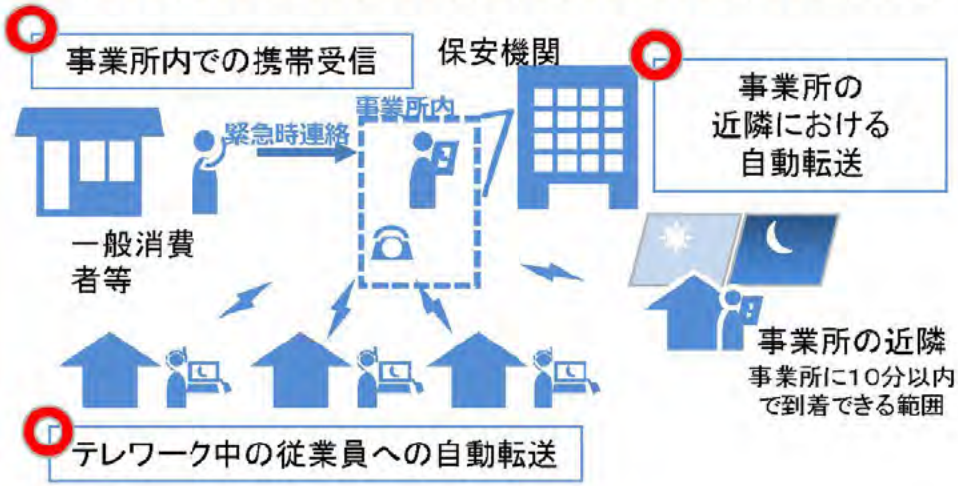

# ③緊急時対応の要件の緩和

別紙

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第１号）　新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| **保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について**<br>廃止・制定　２０２１０２０４保局第１号　令和　３年　２月２５日<br><br>２．　技術的能力について<br>(1)～(3)　［略］<br>(4)　緊急時対応の要件<br>緊急時対応を行う保安機関については告示第２条第３号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。<br>①　［略］<br>②　告示第２条第３号イ中「常時第１号の表中への項において算定される数以上の保安資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には２４時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出動が可能な体制であることをいう。また「配置」とは事業所に常駐していることをいい、このほか、事業所の近隣（当該事業所に１０分以内で到着できる範囲）において一般消費者等からの連絡を円滑に受けることができる状態で待機することも含まれるものとする。<br>また保安機関は、緊急時における一般消費者等からの連絡を事業者として確実に受け、当該連絡に対し確実に対応できる連絡体制を構築していることとする。 | **保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について**<br>廃止・制定　２０１３０２０８商局第３号　平成２５年　３月２９日<br>改正　２０１６１２１６商局第３号　平成２８年１２月２７日<br><br>２．　技術的能力について<br>(1)～(3)　［略］<br>(4)　緊急時対応の要件<br>緊急時対応を行う保安機関については告示第２条第３号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。<br>①　［略］<br>②　告示第２条第３号イ中「常時第１号の表中への項において算定される数以上の保安資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には２４時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出動が可能な体制であることをいう。また「配置」とは事業所に常駐していることをいい、このほか、夜間に事業所の近隣（当該事業所に１０分以内で到着できる範囲）において一般消費者等からの連絡を円滑に受けることができる状態で待機することも含まれるものとする。<br>なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合も含む。）は、常時配置されているものとはみなさない。ただし、一般消費者等から連絡を受けた者が、出動する者の持つ携帯電話等に連絡することは差し支えなく、また、自然災害等により、緊急時における一般消費者等からの連絡先としている携帯電話等以外の連絡先への連絡ができないときに備えて、それを保管する連絡先を携帯電話等とすることは差し支えない。 |

# ④押印・署名等廃止

## ○液石法施行規則の様式の“印”の表示を削除
## 全ての液石法に基づく申請・届出の押印は不要

様式第５（第９条関係）

| | |
|---|---|
| × 整理番号 | |
| × 受理年月日 | 年　月　日 |

液化石油ガス販売所等変更届書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　㊞
住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第８条の規定により、次のとおり届け出ます。

1　変更の内容
2　変更の年月日
3　変更の理由

（備考）1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　×印の項は記載しないこと。
3　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第５（第９条関係）

| | |
|---|---|
| × 整理番号 | |
| × 受理年月日 | 年　月　日 |

液化石油ガス販売所等変更届書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　~~㊞~~
住所

削除

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第８条の規定により、次のとおり届け出ます。

1　変更の内容
2　変更の年月日
3　変更の理由

（備考）1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　×印の項は記載しないこと。
~~3　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。~~

削除

# ⑤情報通信技術の活用

● デジタル手続法案において、民間事業者による情報通信技術の活用の促進の一環として、現在書面によることとされている液石法の民間手続についても、オンラインによる情報提供が可能となるよう措置。
（液石法第１４条の書面交付、第２８条の委託契約について、情報提供手段のオプション追加の位置付け）

## 1．デジタル手続法案の主な内容

### ①行政手続における情報通信技術の活用

**● 行政手続のオンライン原則**

**● 添付書類の撤廃**

✓ 登記事項証明書等の添付書類について、行政機関間の情報連携等により提出を不要とする規定を整備。

### ②デジタル化を実現するためのシステム整備等

**● 国のシステム整備の促進**

**● デジタル・デバイド対策**

✓ 国民の情報通信技術活用のための能力等の格差の是正。

### ③民間事業者による情報通信技術の活用の促進

**● 民間手続のデジタル化**

✓ 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施。

## 2．液石法の改正（③に対応）

### 【現行制度の概要】

● **液化石油ガス販売事業者から、一般消費者等に対し書面で情報提供を行う義務(第14条)**
✓ 取引条件で問題が生じやすい点を明記
⇒取引の適正化を促進

● **液化石油ガス販売事業者と、保安業務委託先の保安機関が、重要事項を記載した書面（委託契約を相互交付する義務(第28条)**
✓ 委託関係の明確化
⇒保安業務の的確な遂行

● **書面に代えて、オンラインによる情報提供も可能に**（情報提供の相手方の同意が必要）

**⇒事業者の負担軽減、一般消費者等の利便性の向上**

今後のスケジュール

デジタル手続き法案は、2019年5月10日衆議院、5月24日参議院で可決され、5月31日に公布。
今後、政省令を整備し、公布から9ヶ月以内の政令で定める日から施行。

# 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正

**情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正「公布日（令和元年５月３１日）から9ヶ月を超えない範囲内において政令の定める日から施行」**

## 改正案

（書面の交付）

第十四条　液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。

一　液化石油ガスの種類

二　液化石油ガスの引渡しの方法

三　供給設備及び消費設備の管理の方法

四　第二十七条第一項第二号に規定する調査の方法及び同項第三号に規定する周知の方法

五　当該一般消費者等について第二十七条第一項各号に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称

六　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2　経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。

3　液化石油ガス販売事業者は、前二項の規定による書面の交付（再交付を含む。以下この項において同じ。）に代えて、政令で定めるところにより、一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該液化石油ガス販売事業者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

（保安業務の委託）

第二十八条　液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務につき委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一　委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　委託に係る保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法

三　前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2　前項の委託契約の当事者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該委託契約の当事者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

## 現行

（書面の交付）

第十四条　液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。

一　液化石油ガスの種類

二　液化石油ガスの引渡しの方法

三　供給設備及び消費設備の管理の方法

四　第二十七条第一項第二号に規定する調査の方法及び同項第三号に規定する周知の方法

五　当該一般消費者等について第二十七条第一項各号に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称

六　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2　経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。

（新設）

（保安業務の委託）

第二十八条　液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務につき委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一　委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　委託に係る保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法

三　前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（新設）

# ３．その他参考事項

# 特定非常災害特別措置法の概要

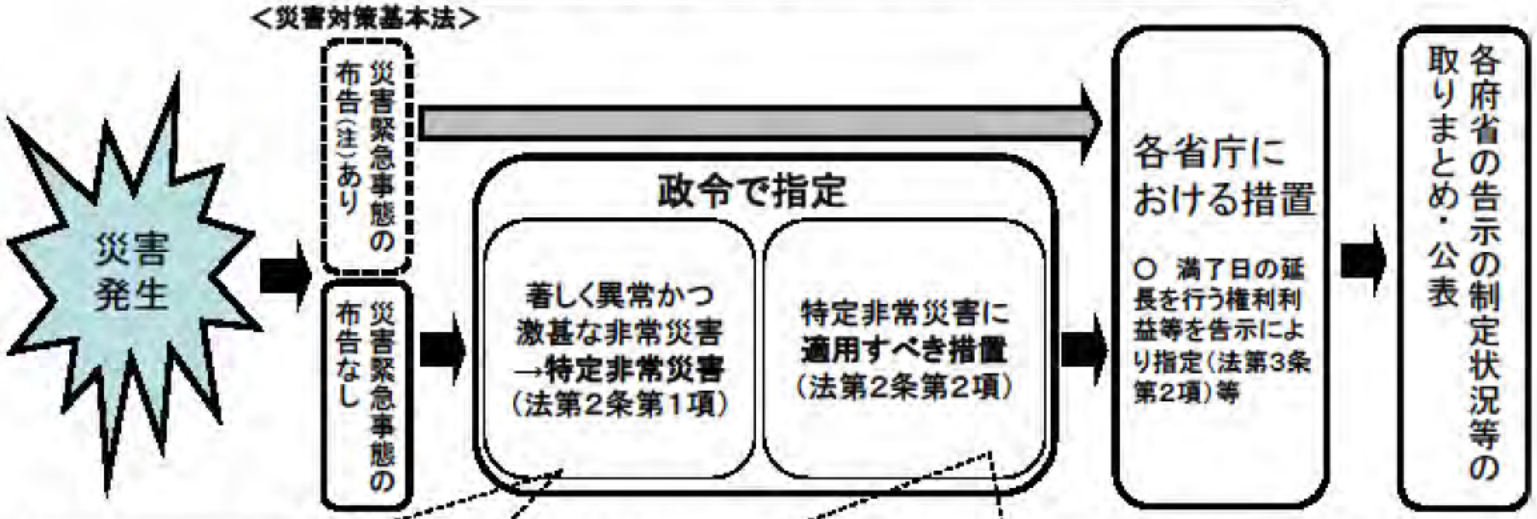


## 「著しく異常かつ激甚な非常災害」とは？

次の事項等の諸要因を総合的に勘案

① 死者・行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生
② 住宅の倒壊等の多数発生
③ 交通やライフラインの広範囲にわたる途絶
④ 地域全体の日常業務や業務環境の破壊

（注）国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚な災害時に、応急対策の推進のため発せられるもの
・関東大震災に類する又はこれを超える災害時に発布想定
・未だ適用実績なし

## 適用すべき措置の内容

① 行政上の権利利益に係る満了日の延長（法第3条）
　例：運転免許証（道交法92条の2）
② 期限内に履行されなかった義務に係る免責（法第4条）
　例：薬局の休廃止等の届出義務（医薬品医療機器等法10条）
③ 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例（法第5条）
④ 相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例措置（法第6条）
⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例措置（法第7条）
⑥ 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置（法第8条）
⑦ 景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置（法第9条）

内閣府のHPより

# ＬＰガス事故の報告

高圧ガス保安法第６３条（事故届）
　第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。
・その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
・その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

液化石油ガス保安規則第九十六条（事故届）
　法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書（特定消費設備に係る事故の場合にあっては様式第五十七の二の事故届書）を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

液化石油ガス保安規則第九十三条の二（報告の徴収）
　法第六十一条第一項の規定により、液化石油ガス第六条の液化石油ガス販売事業者は、同法第二条第五項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。
一　特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
二　特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

ＬＰガス事故に関する国への連絡先

■平日「執務時間内」（８：３０～１８：００頃）
　九州産業保安監督部　保安課（直通）　ＴＥＬ：０９２－４８２－５４６９
　　ＦＡＸ：０９２－４８２－５９３２

# 液化石油ガス法に係る事故の定義等（液化石油ガス事故対応要領）

（１）ＬＰガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの（以下「ＬＰガス事故」という。）をいう。

① 漏えい

液化石油ガス（以下「ＬＰガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

② 漏えい爆発

ＬＰガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。

イ．漏えい爆発（漏えいしたガスによる爆発のみの場合）

ロ．漏えい爆発・火災（漏えいしたガスによる爆発後火災の場合）

③ 漏えい火災

ＬＰガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）

④ 中毒・酸欠

ＬＰガス消費設備の不完全燃焼又はＬＰガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

（２）充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

次の各号の一に掲げるものに限る。

① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。

② 消費設備（移動中のものを除く。）

③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

（３）その他の事故

次の各号の一に掲げるものは、ＬＰガス事故には該当しない。**（※（２）は除く）**

① 自殺、故意、いたずら等が原因による事故。

② 自然災害による事故。（事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲い、保護板の設置等）の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。）

例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。

例）洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。

③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。

④ ＬＰガスの漏えいがない状態で、ＬＰガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。

⑤ その他上記（１）に掲げるＬＰガス事故に該当しない事故。

例）自動車の飛び込みによる事故。

# 保安ネット利用のお願い

## 保安ネットとは？

産業保安分野における一部手続きについて、インターネット上で提出・確認を行うことができる。

## 電子届出の対象となる手続き（液石法関係）

■<u>業務主任者の選解任</u>（液石法施行規則第２２条）
（様式第１０）

■<u>簡易申請</u>
ｐｄｆ化した各種申請書類の送付に利用できます。

# 保安ネット利用時の利用アカウント

◆保安ネットを利用する際は、ＧビズＩＤのアカウントが必要です。事前にアカウントを取得してください。

◆ＧビズＩＤに関する詳細については、ＧビズＩＤホームページ（https://gbiz-id.go.jp/top/）をご参照ください。

# 利用アカウント毎の参照権限

◆利用するアカウント毎に保安ネットにおける手続きの参照権限が異なります。

◆いずれのアカウントでも保安ネットにて手続きの提出が可能です。

| アカウント名 | 参　照　範　囲 |
|---|---|
| ｇＢｉｚプライム | 同一法人及び個人事業主のｇＢｉｚメンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能 |
| ｇＢｉｚメンバー | 同一グループ内の他メンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能 |
| ｇＢｉｚエントリー | 自身のアカウントから提出した届出の内容・結果のみ参照可能 |

# ログインについて

◆電子届出を行う場合は、「保安ネット」のポータルサイトから「ＧビズＩＤ」を利用してログインを行います。

◆利用するブラウザは「Google Chrome」を推奨します。
　なお、その他のブラウザも利用可能ですが、画面が正しく出力されない可能性がありますのでご注意願います。

# 保安ネットの機能について

◆電子届出の具体的な機能・操作方法については、「保安ネットポータル」（https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/）内の「パンフレット」「保安ネット操作マニュアル」をご参照ください。

# 保安ネットの概要説明（1/2）

事業者がインターネットから一部届出について電子届出を行うと共に、所管監督部等がその内容の確認等を行うシステムとして保安ネットを構築しています。

事業者の方が電子届出するにあたっては、予め「ＧビズＩＤ」を取得いただくことが必要です。

保安ネットのサービスイメージ

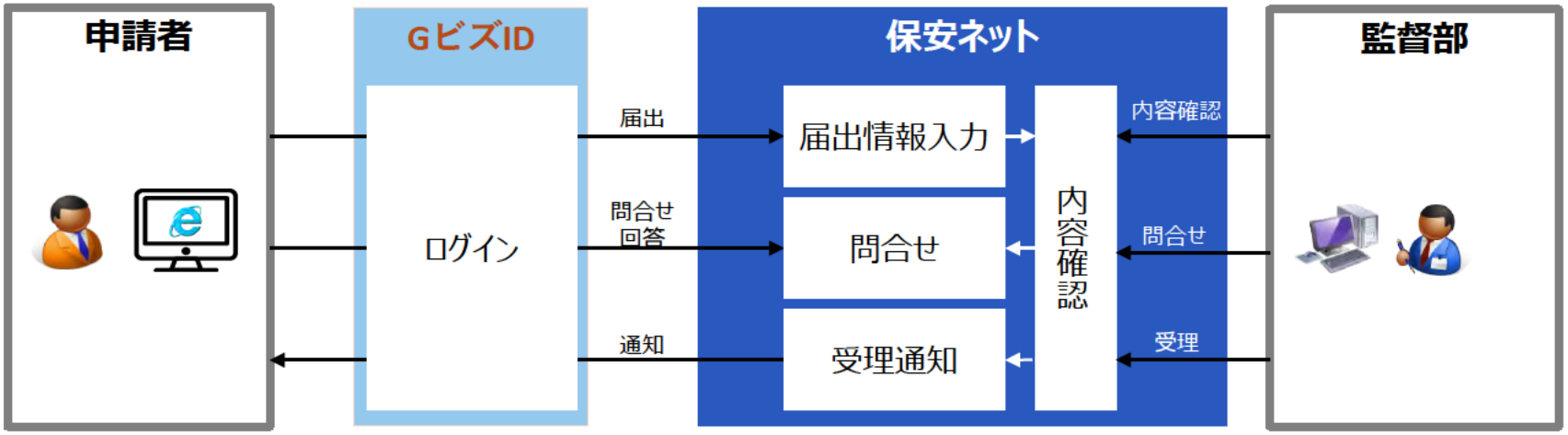

# 保安ネットの概要説明（2/2）

申請者用アカウントは、「Ｇビズプライム ＩＤ」「Ｇビズメンバー ＩＤ」「Ｇビズエントリー ＩＤ」の３種類あり、ガス事業ではどのＩＤでも届出の提出が可能です。

## アカウント概要

https://gbiz-id go.jp/top/

## アカウント種別

| | 法人 | 個人 |
|---|---|---|
| Gビズプライム ID | 法人代表者印が押印された紙の申込書と、法務局発行の印鑑登録証明書を照合し、法人代表者の本人性が確認できた場合、発行。（上記対応によりGビズエントリーIDからの変更も可） | 個人事業主の実印が押印された紙の申込書と、自治体発行の印鑑登録証明書を照合し、個人事業主の本人性が確認できた場合、発行。（上記対応によりGビズエントリーIDからの変更も可） |
| Gビズメンバー ID | 法人又は個人事業主の従業員用のアカウント。作成時、gBizプライムIDによる承認・発行が必要となる。gBizプライムIDの発行時に、本人性を確認している。 | |
| Gビズエントリー ID | 法人代表者の厳格な確認は行わず、オンラインで発行。（但し、法人番号情報の入力が必要） | 個人事業主の厳格な確認は行わず、オンラインで発行。 |

# 保安ネットに関するお問い合わせ先

◆ＧビズＩＤに関するお問い合わせ先

ＧビズＩＤヘルプデスク

電　　話　　０６－６２２５－７８７７

受付時間　　平日　９：００～１７：００

◆保安ネットの操作方法、不具合等に関するお問い合わせ先

保安ネットヘルプデスク

電　　話　　０５０－２０１８－８３８１

受付時間　　平日　９：００～１８：００